

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

# 奈良県公報

## 目次

ページ

○奈良県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則（農業経営課） （規 則）	一	○右 同	一五
○町の区域及び名称の変更（市町村課）	一	○土地区画整理法に基づく換地処分を行った旨の届出（都市計画課） （公 告）	一五
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設設置の許可申請の概要（環境政策課）	一一	○知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定（障害福祉課）	一六
○土地改良区の役員の就任届（耕地課）	一三	○毒物劇物取扱者試験の合格者（業務課）	一六
○県営土地改良事業変更計画書の写しの縦覧（耕地課）	一四	○奈良県中央卸売市場の関連事業者の募集（農政課）	一六
○土地改良事業計画の適否決定（耕地課）	一四	○開発行為に関する工事の完了（建築課）	一九
○土地改良事業変更計画の適否決定（耕地課）	一四	○特定調達契約に係る一般競争入札の実施（出納局総務課）	一九
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（森林保全課）	一四	○右 同	二二
		○特定調達契約に係る落札者等の公示（教育委員会生涯学習課）	二三

## 規 則

奈良県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年二月十八日

奈良県知事 柿 本 善 也

### 奈良県規則第二十七号

奈良県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

奈良県農業改良資金貸付規則（昭和三十一年十月奈良県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「いう。」及び「をいう。）」に改め、「の資金」の下に「及び青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第二十三条第一項の資金（以下「青年等の就農促進のための資金」という。）」を加え、同条第二項中「特定地域資金」の下に「及び青年等の就農促進のための資金」を加える。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 奈良県告示第五百三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、香芝市長から次のとおり町の区域及び名称を変更する旨の届出があった。

この処分は、平成十七年二月十九日からその効力を生ずる。  
なお、関係の区域は、別図一（変更前）及び別図二（変更後）のとおりである。  
平成十七年二月十八日

奈良県知事 柿 本 善 也

新町名	現町名	新 町 と な る 区 域
旭ヶ丘一丁	上中	上中七七六の一、七七七の二、七七七の八、七七七の

目

(二部)

九、七七八の七、七七八の八、八一四の四から八一四の三まで、八一五、八一六の一、八一六の二、八一七の一、八一七の二、八一八、八一九の四から八一九の三まで、八二〇の一、八二〇の二、八二二の一、八二二の二、八二二の一、八二二の二、八二三、八二四の一、八二四の二、八二五の一から八二五の三まで、八二六の一から八二六の三まで、八四七の一、八四八の四から八四八の八まで、八四九の四から八四九の六まで、八五〇の一から八五〇の五まで、八五一の一から八五一の四まで、八五二、八五三の一、八五五の一、八五六の一、八五六の三、八八二の一、八八二の五から八八二の一まで、八八七の一から八八七の四まで、八八八の一、八八八の二、八八九の一から八八九の七まで、八九〇、八九一の一、八九二の一から八九二の三まで、八九三の一から八九三の六まで、八九四の一から八九四の三まで、八九五の一、八九五の二、八九六、八九七の四から八九七の二二まで、九一二、九一六の二、九一六の三、九二二、九二三、九二四の一、九二四の二、九二五、九二六の四から九二六の七まで、九二七、九二九、九三〇の一、九三〇の二、九三一の一、九三一の二、九三二、九三三の三から九三三の五まで、九三三の五、九三三の六、九三三の八、九三四、九三五の一、九三五の二、九三六から九三九まで、九四〇の一、九四〇の二、九四一、九四二、九四三の一、九四三の二、九四四の四から九四四の三まで、九四五、九四六、九四七の一、九四七の二、九四八、九四九の一、九四九の二、九五〇の四から九五〇の三まで、九五一の一、九五一の二、九五二の一、九五二の二、九五三の四から九五三の四まで、九五四の四から九五四の五まで、九五九の四の一部、九五九の三、九五九の四、九六一から九六三までの一部、九六八、九六

今泉

(一部)

九の一、九六九の二、九七〇の四から九七〇の一三まで、九七二の一、九八五、九八六の一、九八六の二、九八九、九九〇、九九一の三の一部、九九二、九九四の四の一部、九九四の四〇、九九四の四三から九九四の四七までの一部、一五七〇の二、一五七〇の五、一五七〇の六の一部、一五七〇の七、一五七〇の八、一五七〇の九の一部、一五七〇の一四から一五七〇の一七まで、一五七〇の二二から一五七〇の二五まで、一五七二の一の一部、一五七二の二、一五七二の六、一五七二の八、一五七二の一〇から一五七二の一三までの一部、一五七二の一四、一五七二の一五、一五七二の一六から一五七二の一八までの一部、一五七二の二〇の一部、一五七二の二一の一部、一五七二の二五の一部、一五七二の二八の一部、一五七二の二九から一五七二の四五まで、一五七二の四六の一部、一五七二の四七から一五七二の四九まで、一五九〇の一の一部、一五九〇の二、一五九〇の三、一五九四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である公有地の全部

今泉八五二の一、八五二の二、八五三の一、八五三の二、八五四の一、八五四の二、八五五の一、八五五の二、八五六から八五八まで、八五九の四から八五九の六まで、八六〇、八六一の四から八六一の三まで、八六二の四から八六二の四まで、八六三の四から八六三の四まで、八六四の一、八六四の二、八六五の一、八六五の二、八六六の一、八六六の二、八六七の四から八六七の四まで、八六八の四から八六八の四まで、八六九の四から八六九の四まで、八七〇の四から八七〇の四まで、八七一、八七二、八七三の一、八七三の二、八七四の一、八七四の二、八七五の四から八七五の六まで、八七六から八八六

	<p>まで、八八七の二から八八七の五まで、八八八の二から八八八の三まで、八八九の一、八八九の二、八九〇から八九四まで、八九五の一、八九五の二、八九六、八九七、八九八の二、八九八の四、八九八の五、九〇〇の三、九〇〇の一、九一七の一部、九一八の二から九一八の三までの一部、九一九の二の一部、九二〇の一部、九二八の二の一部、九二八の三、九三〇の二、九三〇の三、九三二の一部、九三二の二の一部、九三二の三の一部、九三三の二の一部、九三三の三まで、九三四の一部、九三四の二、九三五の一部、九三六から九四〇まで、九四一の二から九四一の五まで、九四三の一部、九四三の二、九四四の一部、九四四の二、九四五の一部、九四五の二、九四六、九四七の一部、九四七の二、九四八の二から九四八の三まで、九四九の二から九四九の六まで、九五〇、九五一の一部、九五二、九五三、九五三の一部、九五三の二、九五四から九五七まで、九五八の一部、九五八の二、九五九、九六〇の二から九六〇の三まで、九六一、九六二の一部、九六三の二、九六三の三、九六四の二から九六四の三まで、九六五から九六七まで、九六八の二、九六八の三、九六九、九七〇、九七一の一部、九七二の二、九七二の三、九七三の一部、九七三の二、九七四の一部、九七四の二、九七五の一部、九七五の二、九七六の二から九七六の三まで、九七七、九七八の二から九七八の三まで、九七九の二から九七九の三まで、九八〇の二、九八〇の三、九八〇の四まで、九八一、九八二、九八三の二、九八三の三、九八四の一部、九八五の一部、九八五の二、九八五の三の一部、九八八の二の一部、一一六〇の二から一一六〇の五までの一部、一一六一の一部、一</p>	
	<p>旭ヶ丘二丁目 上中 (二部)</p>	
	<p>逢坂 (二部)</p>	<p>全部</p>
<p>一六二の二の一部、一一六三の一部、一一六四の一部、一一六五の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である公有地の全部</p> <p>逢坂一の一部、一の四から一の七までの一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である公有地の全部</p> <p>上中九五九の一部、九六一から九六三までの一部、九九一の一部、九九一の三の一部、九九四の一部、九九四の二から九九四の一八まで、九九四の二〇、九九四の二一、九九四の二七から九九四の三一まで、九九四の三四から九九四の三九まで、九九四の四一、九九四の四二、九九四の四三から九九四の四七までの一部、九九四の四八から九九四の一〇八まで、九九七の二から九九七の二三まで、九九八の二から九九八の二〇まで、九九九の二の一部、九九九の二から九九九の七まで、九九九の九から九九九の二二までの一部、九九九の二三から九九九の三四まで、一〇〇〇の二の一部、一〇〇〇の三から一〇〇〇の六まで、一〇〇〇の七から一〇〇〇の四まで、一〇〇〇の六から一〇〇〇の一八までの一部、一〇〇〇の一九、一〇〇〇の二〇、一〇〇〇の一の一部、一〇〇〇の二の一部、一〇〇〇の四の一部、一五七〇の二、一五七〇の六の一部、一五七〇の九から一五七〇の一二まで、一五七〇の十三の一部、一五七〇の一八から一五七〇の二二まで、一五七二の二から一五七二の五まで、一五七二の九、一五七二の一〇から一五七二の一三までの一部、一五七二の二から一五七二の一八までの一部、一五七二の二〇、一五七二の二〇の一部、一</p>		

逢坂	今泉 (一部)	
逢坂一の一の一部、一の四から一の七までの一部、二	今泉九八四の一の一部、九八四の二から九八四の五まで、九八五の二の一部、九八五の三の一部、九八六、九八七の一の一部、九八七の三、一一六五の一、一一六五の二の一部、一一六五の六の一部、一一六六から一一六八までの一部、一一六九の一の一部、一一六九の二、一一六九の四の一部、一一七〇の五の一部、一一七〇の七の一部、一一七〇の八の一部、一一七〇の九、一一七〇の一〇、一四八八の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である公有地の全部	五七二の二の一部、一五七二の二から一五七二の二四まで、一五七二の二五の一部、一五七二の二六、一五七二の二七、一五七二の二八の一部、一五七二の四六の一部、一五七三の二から一五七三の二二まで、一五七四の二から一五七四の三五まで、一五七六の一、一五七六の三、一五七六の六、一五七七の二から一五七七の六まで、一五七八の一の一部、一五七八の二から一五七八の七まで、一五七八の八から一五七八の一一までの一部、一五七八の一二、一五七八の二三の一部、一五七八の一四から一五七八の一六まで、一五七九の一の一部、一五七九の二、一五七九の三、一五八〇の一部、一五八一の一、一五八一の二から一五八一の八まで、一五八二の一部、一五八五の一、一五八五の二の一部、一五八五の三の一部、一五八五の四、一五八六の一部、一五八七の一の一部、一五八七の二、一五八八の一、一五八八の三、一五九〇の二の一部、一五九〇の四、一五九二の一の一部、一五九二の二、一五九三、一五九四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である公有地の全部
旭ヶ丘三丁目	上中 (一部)	(一部)
今泉七九六の一、七九六の二、七九七から七九九まで、	今泉七九六の一、七九六の二、七九七から七九九まで、	の二、二の四、三の一、四の一、四の四、四の五、五の一、六、七の二から七の三まで、八の一、八の二、九の一、九の二、一〇の一、一〇の二、一一、一二、一三の一から一三の三まで、一四の一から一四の三まで、一五の一から一五の三まで、一六の一、一七の一、一八の一、一九の一、一九の二、二〇、二一の一から二一の六まで、二二の一、二三の一、二四、二五、二六の一、二七の一、二七の四、二八の一、二九、三〇、三一の一、三二の一、三三の二、三三から三五まで、三六の一、三七の一、三七の六、三八の一、三八の六から三八の九まで、三九の一、四〇から四四まで、四五の一、四五の二、四六、四七の一、五〇の四、五〇の六、五一、五二の一、五二の二、五三、五四の一、五四の二、五五の一から五五の三まで、五六の一、五六の二、五七の一から五七の三まで、五八の一から五八の三まで、五九の一、五九の七、五九の九、六一の一、六三、六四の一から六四の三まで、六五の一から六五の五まで、六六から七一まで、七二の一、七五の一、七五の五、七六の一から七六の三まで、七七の一、七七の二、七八の一部、一〇三五から一〇三八まで、一〇四〇から一〇四三まで及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である公有地の全部



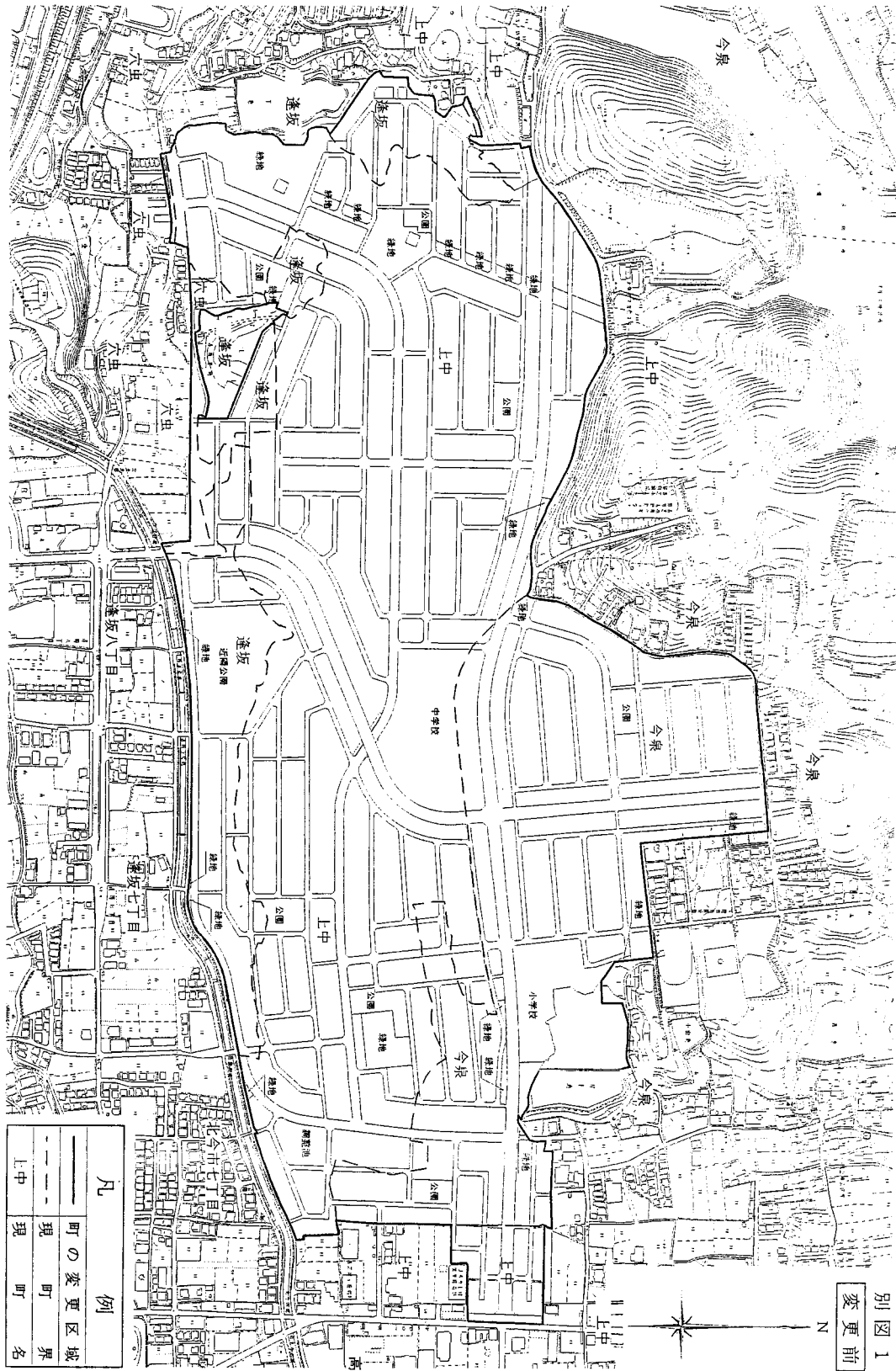
<p>逢坂 (一部)</p>	<p>○五の二、一〇〇五の三の一部、一〇〇五の四、一〇〇五の五、一〇〇五の七から一〇〇五の一〇まで、一〇〇七、一〇〇八の一、一〇〇八の二、一〇〇九、一〇一〇、一〇一一の一、一〇一一の二、一〇一二の一、一〇一二の二、一〇一三の一、一〇一三の二、一〇一四、一〇一五の一、一〇一五の二、一〇一六から一〇二二まで、一〇二三の一、一〇二三の二、一〇二四、一〇二五の二から一〇二五の三まで、一〇二八、一〇二九、一〇三〇の一、一〇三一の二、一〇三五の一、一〇三五の二、一〇三七の一、一〇三七の二、一〇三八の一部、一〇五八から一〇六一までの一部、一〇六六の二の一部、一〇六六の四の一部、一〇六六の五の一部、一〇六六の六から一〇六六の九まで、一〇六六の二の一部、一〇六六の三の一部、一〇六六の四から一〇六六の六まで、一〇六六の二二の一部、一〇六六の二三の一部、一〇六六の二五の一部、一〇六六の二六から一〇六六の三〇まで、一〇六六の三五の一部、一〇六六の三六から一〇六六の三八まで、一〇六六の四四の一部、一〇六六の四五の一部、一〇六六の四六から一〇六六の五一まで、一五七八の二の一部、一五七八の二、一五七八の八から一五七八の一一までの一部、一五七八の一一の一部、一五七九の二の一部、一五七九の二、一五八〇の一部、一五八二の一部、一五八三の二から一五八三の五まで、一五八四の二から一五八四の七まで、一五八五の二の一部、一五八五の三の一部、一五八六の一部、一五八七の二の一部、一五九二の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である公有地の全部</p>		
<p>旭ヶ丘五丁目</p>	<p>上中 (一部)</p>	<p>今泉 (一部)</p>	<p>穴虫 (一部)</p>
<p>上中一〇〇四の一〇の一部、一〇〇四の八六の一部、一〇〇四の八七の一部、一〇〇四の八八、一〇〇四の八九、一〇〇四の九〇から一〇〇四の九三までの一部、一〇〇五の三の一部、一〇三六、一〇三八の一部、一〇五六、一〇五七、一〇五八から一〇六一までの一部、一〇六二の一、一〇六二の二、一〇六二の六から一〇六二の八まで、一〇六三の二から一〇六三の一〇まで、一〇六四の二から一〇六四の四まで、一〇六五の二から一〇六五の四まで、一〇六六の一、一〇六六の二の一部、一〇六六の三、一〇六六の四の一部、一〇六六の五の一部、一〇六六の六、一〇六六の七、一〇六六の八、一〇六六の九、一〇六六の十、一〇六六の十一、一〇六六の十二</p>	<p>今泉九九四の一の一部、九九四の三から九九四の一までの一部、一一九〇の二から一一九〇の八までの一部、一一九〇の二二、一一九〇の二三から一一九〇の二四までの一部、一一九六の一の一部、一一九六の八の一部、一四八八の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である公有地の全部</p>	<p>穴虫一二六の一の一部、一二六の四、一二七の一の一部、一二八の一、一二八の二の一部、一二九の二の一部、一三〇の二から一三〇の四まで、一三二の二、一三二の三、一三二の二から一三二の四まで、一三三、一三四の二、一三五、一三六の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である公有地の全部</p>	<p>の四まで、八三、八四の二から八四の四まで、八五、八六の二から八六の三まで、一〇二九の一の一部、一〇二九の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である公有地の全部</p>

	<p>の一部、一〇六六の二三の一部、一〇六六の一七から一〇六六の二二まで、一〇六六の二三の一部、一〇六六の二三の一部、一〇六六の二四、一〇六六の二五の一部、一〇六六の三一から一〇六六の三四まで、一〇六六の三五の一部、一〇六六の三九から一〇六六の四三まで、一〇六六の四四の一部、一〇六六の四五の一部、一〇六七の一一の一部、一〇六七の二から一〇六七の一五まで、一〇六八の二から一〇六八の二四まで、一〇六九の二から一〇六九の二二まで、一〇七〇の二から一〇七〇の二三まで、一〇七一の二から一〇七一の一八まで、一〇七二の二から一〇七二の二〇まで、一〇七三の二から一〇七三の二七まで、一〇七四の二から一〇七四の三三まで、一〇七五の二から一〇七五の三四まで、一〇七六の二から一〇七六の五まで、一〇七七、一〇七八の二、一〇七八の九の二から一〇七九の二二まで、一〇八〇、一〇八〇の二、一〇八〇の二、一〇八一から一〇八三まで、一〇八四の二、一〇八四の二、一〇八五の二から一〇八五の四まで、一〇八六、一〇八七、一〇八八の二、一〇八八の二、一〇八九、一〇九〇の二、一〇九〇の二、一〇九〇の二、一〇九二の二、一〇九二、一〇九三の二から一〇九三の三まで、一〇九四、一〇九五の二、一〇九六の三、一〇九七、一〇九八の二、一〇九八の二、一〇九九の二から一〇九九の四まで、一一〇〇から一一〇二まで、一一〇三の二、一一〇三の二、一一〇四、一一〇五、一一〇六の二、一一〇六の二、一一〇七から一一〇七まで、一一一一の二、一一一一の二、一一一二の二、一一一二の二、一一一三の二から一一一三の六まで、一一一五、一一一六の二、一一一六の二、一一一七、一一一八の二、一一一八の二、一一一九、一一二〇の二、一一二一、一一</p>						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="133 1359 511 1503"> <p>逢坂 (二部)</p> </td> <td data-bbox="133 1503 511 2160"> <p>逢坂一〇二九の二から一〇二九の二四までの一部、一〇二九の二五から一〇二九の二九まで、一〇二九の二〇の一部、一〇二九の二二の一部、一〇二九の二三、一〇二九の二四の一部、一〇二九の二五の一部、一〇二九の二六、一〇二九の二七、一〇二九の二八の一部、一〇三〇の二の一部、一〇三〇の二、一〇三〇の三の一部、一〇三〇の三の二、一〇三〇の三の三の一部、一〇三〇の三の四の一部、一〇三〇の五、一〇三〇の六の一部、一〇三〇の七から一</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="511 1359 1421 1503"> <p>逢坂 (二部)</p> </td> <td data-bbox="511 1503 1421 2160"> <p>一二四、一二二五の二、一二二五の二、一二二六、一二二七の二、一二二七の二、一二二八、一二二九の二、一二二九の二、一二三〇の二、一二三〇の二、一二三一、一二三三の二、一二三三の二、一二三四から一二三六まで、一二三七の二、一二三七の二、一二三八、一二三九の二、一二三九の二、一二四〇の二、一二四〇の二、一二四一、一二四二の二、一二四二の二、一二四三の二、一二四三の二、一二四四の二、一二四四の二、一二四五の二、一二四五の二、一二四六から一二五二まで、一二五三の二から一二五三の四まで、一二五四の二、一二五四の二、一二五五の二、一二五五の二、一二五六から一二六四まで、一二六五の二から一二六五の四まで、一二六六の二、一二六六の九から一二六六の一七まで、一二六七、一二七〇、一二七一の二から一二七一の三三まで、一二七三の二、一二七三の四、一二七三の五、一二七三の六から一二七三の二二まで、一二七三の二一から一二七三の二五まで、一二七三の二六から一二七三の二八まで、一二七三の二九から一二七三の三三まで、一二七三の三三の二、一二七三の三三の三、一二七三の三三の四、一二七三の三三の五、一二七三の三三の六の一部、一二七三の三三の七から一</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="511 1503 1421 2160"> <p>逢坂一〇二九の二から一〇二九の二四までの一部、一〇二九の二五から一〇二九の二九まで、一〇二九の二〇の一部、一〇二九の二二の一部、一〇二九の二三、一〇二九の二四の一部、一〇二九の二五の一部、一〇二九の二六、一〇二九の二七、一〇二九の二八の一部、一〇三〇の二の一部、一〇三〇の二、一〇三〇の三の一部、一〇三〇の三の二、一〇三〇の三の三の一部、一〇三〇の三の四の一部、一〇三〇の五、一〇三〇の六の一部、一〇三〇の七から一</p> </td> </tr> </table>	<p>逢坂 (二部)</p>	<p>逢坂一〇二九の二から一〇二九の二四までの一部、一〇二九の二五から一〇二九の二九まで、一〇二九の二〇の一部、一〇二九の二二の一部、一〇二九の二三、一〇二九の二四の一部、一〇二九の二五の一部、一〇二九の二六、一〇二九の二七、一〇二九の二八の一部、一〇三〇の二の一部、一〇三〇の二、一〇三〇の三の一部、一〇三〇の三の二、一〇三〇の三の三の一部、一〇三〇の三の四の一部、一〇三〇の五、一〇三〇の六の一部、一〇三〇の七から一</p>	<p>逢坂 (二部)</p>	<p>一二四、一二二五の二、一二二五の二、一二二六、一二二七の二、一二二七の二、一二二八、一二二九の二、一二二九の二、一二三〇の二、一二三〇の二、一二三一、一二三三の二、一二三三の二、一二三四から一二三六まで、一二三七の二、一二三七の二、一二三八、一二三九の二、一二三九の二、一二四〇の二、一二四〇の二、一二四一、一二四二の二、一二四二の二、一二四三の二、一二四三の二、一二四四の二、一二四四の二、一二四五の二、一二四五の二、一二四六から一二五二まで、一二五三の二から一二五三の四まで、一二五四の二、一二五四の二、一二五五の二、一二五五の二、一二五六から一二六四まで、一二六五の二から一二六五の四まで、一二六六の二、一二六六の九から一二六六の一七まで、一二六七、一二七〇、一二七一の二から一二七一の三三まで、一二七三の二、一二七三の四、一二七三の五、一二七三の六から一二七三の二二まで、一二七三の二一から一二七三の二五まで、一二七三の二六から一二七三の二八まで、一二七三の二九から一二七三の三三まで、一二七三の三三の二、一二七三の三三の三、一二七三の三三の四、一二七三の三三の五、一二七三の三三の六の一部、一二七三の三三の七から一</p>	<p>逢坂一〇二九の二から一〇二九の二四までの一部、一〇二九の二五から一〇二九の二九まで、一〇二九の二〇の一部、一〇二九の二二の一部、一〇二九の二三、一〇二九の二四の一部、一〇二九の二五の一部、一〇二九の二六、一〇二九の二七、一〇二九の二八の一部、一〇三〇の二の一部、一〇三〇の二、一〇三〇の三の一部、一〇三〇の三の二、一〇三〇の三の三の一部、一〇三〇の三の四の一部、一〇三〇の五、一〇三〇の六の一部、一〇三〇の七から一</p>	
<p>逢坂 (二部)</p>	<p>逢坂一〇二九の二から一〇二九の二四までの一部、一〇二九の二五から一〇二九の二九まで、一〇二九の二〇の一部、一〇二九の二二の一部、一〇二九の二三、一〇二九の二四の一部、一〇二九の二五の一部、一〇二九の二六、一〇二九の二七、一〇二九の二八の一部、一〇三〇の二の一部、一〇三〇の二、一〇三〇の三の一部、一〇三〇の三の二、一〇三〇の三の三の一部、一〇三〇の三の四の一部、一〇三〇の五、一〇三〇の六の一部、一〇三〇の七から一</p>						
<p>逢坂 (二部)</p>	<p>一二四、一二二五の二、一二二五の二、一二二六、一二二七の二、一二二七の二、一二二八、一二二九の二、一二二九の二、一二三〇の二、一二三〇の二、一二三一、一二三三の二、一二三三の二、一二三四から一二三六まで、一二三七の二、一二三七の二、一二三八、一二三九の二、一二三九の二、一二四〇の二、一二四〇の二、一二四一、一二四二の二、一二四二の二、一二四三の二、一二四三の二、一二四四の二、一二四四の二、一二四五の二、一二四五の二、一二四六から一二五二まで、一二五三の二から一二五三の四まで、一二五四の二、一二五四の二、一二五五の二、一二五五の二、一二五六から一二六四まで、一二六五の二から一二六五の四まで、一二六六の二、一二六六の九から一二六六の一七まで、一二六七、一二七〇、一二七一の二から一二七一の三三まで、一二七三の二、一二七三の四、一二七三の五、一二七三の六から一二七三の二二まで、一二七三の二一から一二七三の二五まで、一二七三の二六から一二七三の二八まで、一二七三の二九から一二七三の三三まで、一二七三の三三の二、一二七三の三三の三、一二七三の三三の四、一二七三の三三の五、一二七三の三三の六の一部、一二七三の三三の七から一</p>						
<p>逢坂一〇二九の二から一〇二九の二四までの一部、一〇二九の二五から一〇二九の二九まで、一〇二九の二〇の一部、一〇二九の二二の一部、一〇二九の二三、一〇二九の二四の一部、一〇二九の二五の一部、一〇二九の二六、一〇二九の二七、一〇二九の二八の一部、一〇三〇の二の一部、一〇三〇の二、一〇三〇の三の一部、一〇三〇の三の二、一〇三〇の三の三の一部、一〇三〇の三の四の一部、一〇三〇の五、一〇三〇の六の一部、一〇三〇の七から一</p>							

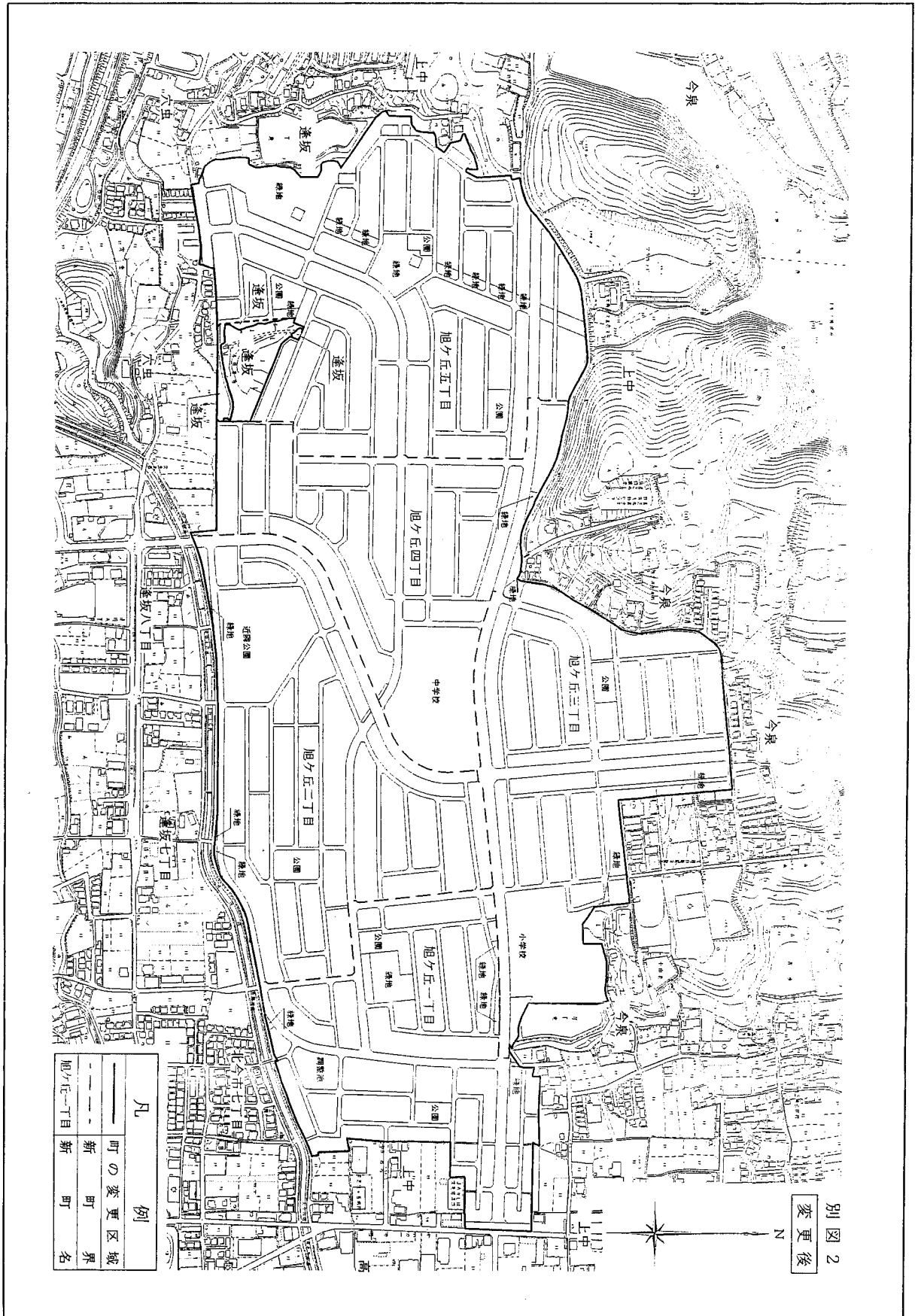


		逢坂	
上中 (一部)	穴虫 (一部)	穴虫 (一部)	
上中一〇六七の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である公有地の全部	穴虫一三六の二の一部、一五〇の二、一五一の一、一五二、一五三の一、一五四の二、一五五の二、一七一の二、一七四の二の一部、一七六の一部、一七七の一から一七七の三までの一部、一七八の一の一部、一七九の一部、一八〇の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である公有地の全部	穴虫一七四の二の一部、一七五、一七六の一部、一七七の一から一七七の三までの一部、一七七の四から一七七の六まで、一七八の一の一部、一七八の二、一七九の一部、一八〇の一部、一八一、一八二の三、一八二の四、一八二の六から一八二の八まで、一八二の一〇、一八三の三、一八四の四、一八五の二、一八六の二、一八七の二、一八七の三、一八八の二、一八八の四、一九〇の二、一九〇の三及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である公有地の全部	〇三三の二二まで、一〇三三の二四の一部、一〇三三の二五の一部、一〇三三の二六、一〇三三の二七、一〇三三の二八及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である公有地の全部





別図1  
変更前



別図2  
変更後

奈良県告示第五百三十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設設置の許可申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあった特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県生活環境部環境政策課（奈良市登大路町三〇番地）及び大和郡山市産業環境部環境政策課（大和郡山市北郡山町二四八番地の四）において一般の縦覧に供する。  
平成十七年二月十八日

奈良県知事 柿本善也

- 一 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地  
大同化学工業株式会社 代表取締役社長 黒川 一  
大阪市北区梅田一丁目二番二一四〇〇号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
大同化学工業株式会社 奈良生産技術事業所  
大和郡山市額田部北町一〇二一
- 三 特定施設の構造に関する事項

特定施設の工事着手予定年	A施設	平成十六年三月二十九日
特定施設の能力	シリコンウエハ 三〇、〇〇〇枚/日 一基（以下「A施設」という。） シリコンウエハ 八〇、〇〇〇枚/日 二基（以下「B施設」という。）	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設
特定施設の種類		

四 特定施設の使用に関する事項

汚最	水大	の値	項 目		季節的変動の概要（使用に季節的変動がある場合）	特定施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間	特定施設の使用開始予定年月日		特定施設の工事完成予定年月日	
			B施設	A施設			B施設	A施設	B施設	A施設
		生物化学的酸素要求量（BOD）（単位 mg/l）	B施設	A施設	なし	一日のうち二十一時分	完成した日		許可のあった日	
		水素イオン濃度（水素指数）	B施設	A施設		一日のうち二十一時間		着工の日から三ヶ月を経過した日		許可のあった日
			四～一〇	八～一〇				平成十六年五月七日		
			三～一一	八～一一						
			〇・一	〇・一						
			〇・五	〇・五						

処理施設の構造	処理施設の種類	五 汚水等の処理方法に関する事項													
		特定施設から排出される汚水等の一日当たりの通常量及び最大の量(単位 m <sup>3</sup> )		ふっ素及びその化合物(単位 mg/l)		窒素含有量(単位 mg/l)		特汚定染施設		かの設置状態		排出の非常		るびれ及COD(単位 mg/l)	
		A施設	B施設	A施設	B施設	A施設	B施設	A施設	B施設	A施設	B施設	A施設	B施設	A施設	B施設
鋼板製、FRP製及び鉄筋コンクリート製	生産系排水処理施設	五二	一三七	〇・一	五	〇・一	五	〇・一	〇・一	〇・一	一	一	〇・五	〇・五	
		六三	一七七	〇・五	八	一〇	一	一	一	五	五	一	一		

項目	処理前	処理後	処理施設の能力	汚水等の処理方法	処理施設の工事着手予定年月日		処理施設の工事完成予定年月日		処理施設の使用開始予定年月日		処理施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間		季節的変動の概要(使用に季節的変動がある場合)
					D施設	C施設	D施設	C施設	D施設	C施設	D施設	C施設	
			三・五m <sup>3</sup> /時(以下「C施設」という。)	中和処理	平成十六年三月二十九日	許可のあった日	平成十六年五月七日	着工の日から三ヶ月を経過した日	許可のあった日	完成した日	一日のうち二十一時間	なし	

物(単位 mg/l)	窒素含有量(単位 mg/l)		リン含有量(単位 mg/l)		浮遊物質質量(SS)(単位 mg/l)		COD(単位 mg/l)		生物化学的酸素要求量(BOD)(単位 mg/l)		水素イオン濃度(水素指数)		通常	最大	通常	最大
	C施設	D施設	C施設	D施設	C施設	D施設	C施設	D施設	C施設	D施設	C施設	D施設				
ふっ素及びその化合物	○・一	五	○・一	○・一	○・一	一	○・五	○・五	○・一	○・一	四〇	八〇	通常			
	○・五	一〇	一	一	一	五	一	一	○・五	○・五	三〇	八〇	最大			
	○・一	五	○・一	○・一	○・一	一	○・五	○・五	○・一	○・一	八・六	五・八	通常			
	○・五	一〇	一	一	一	五	一	一	○・五	○・五	八・六	五・八	最大			

汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の一日当たりの通常の量及び最大の量(単位 m <sup>3</sup> )	D施設	C施設	D施設
		一三七	五二
	一七七	六三	八
	一三七	五二	五
	一七七	六三	八

奈良県告示第五百三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大塚土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十七年二月十八日

奈良県知事 柿本善也

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 後藤 靖英 北葛城郡広陵町大字大塚七四〇

〃 吉川 隅雄 〃 〃 四六一

〃 川端 義弘 〃 〃 四八八

〃 岡本 順介 〃 〃 四五七

〃 坂野 平一郎 〃 〃 五五〇―四

〃 遠田 健蔵 〃 〃 四五二

〃 安本 啓文 〃 〃 六九九

〃 安川 泰武 〃 〃 七一九

〃 乾 康二 〃 〃 七二五

〃 西川 博之 〃 〃 六一九

〃 後藤 正幸 〃 〃 七二〇

〃 塚本 慶治郎 〃 〃 六一一

〃 松井 常和 〃 〃 四六六

〃 乾 光 〃 〃 四五五

二 就任役員の役名、氏名及び住所



理事	鎌谷 利彦	北葛城郡広陵町大字大塚九六三一
〃	岡本 成由	〃 四六二
〃	乾 敏之	〃 一六二三
〃	坂野 正	〃 四七九
〃	後藤 靖英	〃 七四〇
〃	安川 泰武	〃 七一九
〃	乾 康二	〃 七二五
〃	西川 博之	〃 六二九
〃	吉川 浩一	〃 四六一
〃	後藤 正幸	〃 七二〇
〃	塚本 慶治郎	〃 六一一
〃	上村 敏彦	〃 四九六
〃	乾 進	〃 四七三

奈良県告示第五百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき  
 県営土地改良事業（県営ため池整備事業・天満池地区）計画を変更したので、同条第六  
 項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該土地改良事業変更計画書  
 の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十七年二月十八日

奈良県知事 柿本善也

一 縦覧期間

平成十七年二月二十一日から同年三月十四日まで

二 縦覧場所

斑鳩町役場

奈良県告示第五百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用す  
 る同法第八条第一項の規定により、平成十七年二月九日次の表の上欄の者の協議に係る  
 土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを  
 次のとおり縦覧に供する。

平成十七年二月十八日

奈良県知事 柿本善也

協議者	広陵町長 平岡 仁	事業計画	基盤整備促進事業（水田 利活用緊急支援事業（頭 首工）） 古寺地区	縦覧期間及び場所	平成十七年二月二十一日から同年 三月十四日まで 広陵町役場
-----	--------------	------	--	----------	-------------------------------------

奈良県告示第五百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用す  
 る同法第八条第一項の規定により、平成十七年二月九日次の表の上欄の者の協議に係る  
 変更後の土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、同法第八条第六項の規定により、変更後の土地改良事業計画書及び条例の写し  
 を次のとおり縦覧に供する。

平成十七年二月十八日

奈良県知事 柿本善也

協議者	室生村長 奥本 昇	変更事業計画	中山間地域総合整備事業 室生地区	縦覧期間及び場所	平成十七年二月二十一日から同年 三月十四日まで 室生村役場
-----	--------------	--------	---------------------	----------	-------------------------------------

奈良県告示第五百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十七年二月十八日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十五年八月十三日農林水産省告示第千二百九号（三に限る）、昭和五十五年十二月十八日農林水産省告示第千六百六十一号（一に限る）、昭和五十七年七月二十八日農林水産省告示第千三百十七号、平成十一年十二月十四日農林水産省告示第千五百九十六号

二 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県農林部森林保全課及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

奈良県告示第五百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十七年二月十八日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

吉野郡天川村大字北角字池峰一五六の四から一三まで（以上一〇筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・字塩坪一五五の三・一五五の四（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・十津川村大字大野字白谷山一〇三八（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県農林部森林保全課及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

奈良県告示第五百四十五号

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第十条の規定により定めるところによるとされる土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）第三百三条第三項の規定により、香芝市旭ヶ丘土地区画整理組合から次のとおり旭ヶ丘特定土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成十七年二月十八日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 換地処分の年月日

平成十七年一月三十日

二 換地処分の内容

平成十六年十一月二十六日付け奈良県指令都計第三百九十八号をもって認可した換地計画のとおり

三 町の名称の変更

新町の名称	現町の名称



旭ヶ丘二丁目	上中（一部）、今泉（一部）、逢坂（一部）
旭ヶ丘三丁目	上中（一部）、今泉（一部）
旭ヶ丘四丁目	上中（一部）、今泉（一部）、逢坂（一部）、穴虫（一部）
旭ヶ丘五丁目	上中（一部）、逢坂（一部）、穴虫（一部）
逢坂	上中（一部）、穴虫（一部）

公 告

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十七年二月十八日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	指定年月 日
社会福祉法 人奈良県手 をつなぐ育 成会	高市郡高取町観 覚寺一三八二	ひなた荘	橿原市御坊町 五四一六	地域生活援 助	平成十七 年二月十 六日

平成十七年二月八日に実施しました毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりです。

平成十七年二月十八日

一 一般毒物劇物取扱者試験

奈良県知事 柿本善也

受験番号	受験番号	受験番号
一〇〇一	一〇〇四	一〇〇五
一〇〇六	一〇〇七	一〇〇八
一〇一三	一〇一七	一〇一八
一〇二三	一〇二四	一〇二五
一〇二九	一〇三〇	一〇三一
一〇三二	一〇三三	一〇三四
一〇三六	一〇四〇	一〇四五
一〇五一	一〇五二	一〇五三
一〇五七	一〇六一	一〇六三

二 農薬用品目毒物劇物取扱者試験

受験番号	受験番号	受験番号
二〇〇四	二〇〇八	二〇〇九

二〇一五

奈良県中央卸売市場の関連事業者を次のとおり募集します。  
平成十七年二月十八日

奈良県庁 庶務課

奈良県中央卸売市場関連事業者募集要領

1 関連事業者

この要領において「関連事業者」とは、奈良県中央卸売市場条例（昭和52年4月奈良県条例第1号。以下「条例」といいます。）第30条第1項の知事の許可を受け、県が奈良県中央卸売市場内に設置する店舗において、奈良県中央卸売市場の青果部及び水産物部において取り扱う品目以外の生鮮食料品等の卸売の業務その他の奈良県中央卸売市場機能の充実に資する業務又は飲食店営業その他の奈良県中央卸売市場の利用者に便益を提供する業務を行う者をいいます。

2 今回募集する関連事業者の業種、業者数等

業種	主な取扱品目	業者数	備考
総合食品	乾物、インスタントラーメン等	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて220㎡
衣料	衣料	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて55㎡
金物	調理用刃物類	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて55㎡
練製品	蒲鉾、ちくわ及びびてんぷら	2	店舗面積は、1階及び2階合わせて196㎡と1階及び2階合わせ

冷凍食品	各種冷凍食品	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて55㎡
食堂	すし	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて84㎡
クリーニング取次ぎ	クリーニング取次ぎ	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて77㎡
薬・化粧品	家庭薬、漢方薬、化粧品等（一般販売業）	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて55㎡
日用雑貨	石鹸、洗剤、ちり紙、殺虫剤及び日用雑貨	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて55㎡
漆器・陶器	陶磁器、ガラス器、漆器及びメラミン食器	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて84㎡
鳥肉	鶏肉及び加工一式	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて77㎡
菓子	洋菓子、和菓子及び干菓子	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて55㎡

3 申請書類の受付

- (1) 日時 平成17年3月10日（木）及び同月11日（金） 午前9時から午後4時まで
- (2) 受付場所及び問い合わせ先

公 取 扱

<p>大和郡山市筒井町957-1 奈良県中央卸売市場業務課（管理棟2階） 電話 0743-56-7005（直通） （注）郵送による申請は、受け付けません。必ず直接ご持参ください。</p> <p>4 申請者の資格 関連事業の許可申請者が次のいずれかに該当するときは、許可を受けることができません。</p> <p>(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。 (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法（昭和46年法律第35号）の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることなくなつた日から起算して3年を経過しない者であるとき。 (3) 中央卸売市場の関連事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。 (4) 法人であつてその業務を執行する役員のうち(1)から(3)までのいずれかに該当する者があるとき。 (5) 関連事業の業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>5 申請書類 申請しようとする者は、関連事業許可申請書（第1号様式）に別表に掲げる書類を添えて知事に提出してください。 なお、第1号様式及び別表に掲げる第2号様式から第10号様式までは、奈良県中央卸売市場業務課において交付します。</p> <p>6 その他 (1) 関連事業者は、許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を県に預託しなければなりません。 (2) 関連事業者は、条例の定めるところにより、業務上及び施設使用上各種の制限を受け、施設使用料等の負担義務を負います。 (3) 同一業種において申請者が複数の場合は、選考します。</p> <p>別表 許可申請書添付書類</p>			
	申請者が法人の場合	申請者が個人の場合	様式
1	定款		
2	登記簿謄本		
3	貸借対照表（過去2か年）		第2号様式
4	損益計算書（過去2か年）	申請者の営業実績書（過去2か年）	第3号様式
5	販売品目別売上実績書（過去2か年）	申請者の販売品目別売上実績書（過去2か年）	第4号様式
6		申請者の資産調査書	第5号様式
7	平成15年度法人事業税納税証明書	平成15年度個人事業税納税証明書及び住民税納税証明書	
8	入場後2年間における事業計画書	入場後2年間における事業計画書	第6号様式
9	株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面		第7号様式
10	業務を執行する役員の履歴書	申請者の履歴書	第8号様式
11	業務を執行する役員の住民票	申請者の住民票の写し及び市	

	の写し及び市区町村長が発行する身分証明書	区町村長が発行する身分証明書	
1 2	代表者の印鑑証明書	申請者の印鑑証明書	
1 3	役員名簿		第9号様式
1 4	業務を執行する役員が4の(2)及び(3)に掲げる者に該当しないことを誓約する書面	申請者が4の(2)及び(3)に掲げる者に該当しないことを誓約する書面	第10号様式
1 5	企業の概要及び事業所の所在地を示す書面	申請者の業務概要及び事業所の所在地を示す書面	
1 6	その他知事が必要と認める書類	その他知事が必要と認める書類	

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六條第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十七年二月十八日

奈良県知事 柿本善也

- 一 許可番号  
平成十六年十一月十五日第七四一一二二号
- 二 検査済証番号  
開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年二月八日第六一七八号
- 三 開発区域に含まれる地域  
橿原市葛本町七三五番地ノ六、七三六番地ノ四、七三七番地ノ三及び七三八番地ノ四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市葛本町八一〇番地  
土田ハヤロ

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。

平成17年2月18日

奈良県知事 柿本善也

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

要介護高齢者用及びねたきり身体障害者用紙おむつの購入

2 入札物件の数量及び特質

区分	予定数量	特質
A	約1, 830, 000枚	フラットタイプ 幅33cm×長さ75cm程度 重さ 60g～90g程度
B	約1, 126, 000枚	その他入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

4 納入場所

- A 奈良県中和福祉事務所及び奈良県吉野福祉事務所が管轄する受給者の自宅
- B 奈良県東和福祉事務所が管轄する受給者の自宅

5 入札方法

入札は、A及びBごとに、それぞれの1枚単価で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当

<p>する金額を入札書に記載してください。</p> <p>第2 競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる1から4までに該当する者が、この入札に参加することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</li> <li>2 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。</li> <li>3 奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目14の衛生材料で登録している者であること。</li> </ol> <p>なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、第3の1に示す場所に資格審査の申請を行ってください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明できる者であること。</li> </ol> <p>第3 入札書の提出場所等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県出納局総務課国費度グループ 電話（直通）0742-27-8908</li> <li>2 入札説明会の日時及び場所 平成17年2月24日 午後4時 奈良県出納局総務課入札室（県庁主棟1階）</li> <li>3 入開札の日時及び場所 平成17年3月30日 午前10時 奈良県出納局総務課入札室（県庁主棟1階）</li> <li>4 郵便による入札 入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は書留郵便とし、表面に「A、中和福祉及び吉野福祉受給者要介護高齢者用及びねたきり身体障害者用紙おむつの購入に係る入札書」又は「B、東和福祉受給者要介護高齢者用及びねたきり身体障害者用紙おむつの購入に係る入札書」と朱書して、平成17年3月29日まで</li> </ol>	<p>に到着するようにしてください。</p> <p>第4 その他</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。</li> <li>2 入札保証金 免除します。</li> <li>3 契約保証金 契約の相手方は、契約単価（1枚当たりの落札価格。以下同じ。）に予定数量を乗じた金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書の規定（県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者等）に該当する場合は、免除します。</li> <li>4 入札者に要求される事項 (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、第2の(4)に関し、調達物品適合規格承認申請をするとともに、予定数量を確実に納入し得ることを証明する書類を所定の日時までに提出しなければなりません。 なお、入札参加者は、入開札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。 (2) この提出書類等に基づき第2の(4)の規定に該当すると認められる者を落札対象者とします。 (3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。 (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。</li> <li>5 入札の無効 この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条の規定に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。</li> <li>6 契約書作成の要否 要しませんが、</li> <li>7 落札者の決定方法</li> </ol>
---	---

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 調達手続の停止等

この調達に係る予算が議決されなかった場合は、この調達手続について停止等の措置を行い、又はこの調達に関する苦情の処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、若しくは解除する場合があります。

9 手続における交渉の有無

有（入札説明書で示す調達物品適合規格承認申請の手続が必要です。）

10 支払条件

(1) 契約単価に月の初日から翌月末日までに納入した数量（枚数）を乗じて得た金額を支払うものとします。

(2) 支払いの請求を受けたときは、その日から30日以内に当該代金を支払うものとします。

11 その他

詳細は、入札説明書によります。

第5 Summary

1 Nature and quantity : Purchase of Paper-diapers for the bed-ridden aged people

A : Approx. 1,830,000 pieces

B : Approx. 1,126,000 pieces

2 Time Limit of Tender (by hand) : March 30, 2005 10:00 a.m.

3 Time Limit of Tender (by mail) : March 29, 2005

4 Contact point for the notice : Nara Prefectural Government, Accounting Department, General Affairs Division, Item-Accommodation Section

[Nara Prefectural Government Office] 30 Noborioji-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8501 JAPAN

TEL 0742-27-8908 (direct line)

役務の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。なお、この公告による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協

定の適用を受けるものです。

平成17年2月18日

奈良県知事 柿 本 善 也

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

奈良県広報誌「県政だより奈良」の印刷製本

2 入札物件の数量及び特質

予定数量 8,640,000ページ（1回当たり）

年12回発行（毎月1回1日発行）

A4判、パンチ穴2穴、止め針なし

3 納入期間

毎月の発行ごとに、別に定める納入期間

4 納入場所

県内各市町村ほか県の指定する場所

5 入札方法

1 ページ単価で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から4までに該当する者が、この入札に参加することができます。

1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

2 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中ではない者であること。

3 奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目A1の活版・平版印刷で登録している印刷設備を有する製造業を営む者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、第3の1に示す場所に資格審査の申請を行うこと。



<p>4 国又は地方公共団体とこの公示と同種類の契約又は同等と認める契約を締結し、これらを誠実に履行した者であること。</p> <p>第3 入札書の提出場所等</p> <p>1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先</p> <p>〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県出納局総務課国費用度グループ 電話(直通)0742-27-8908</p> <p>2 入札説明会の日時及び場所</p> <p>平成17年3月11日 午後4時 奈良県出納局総務課入札室(県庁主棟一階)</p> <p>3 入開札の日時及び場所</p> <p>平成17年3月31日 午前11時 奈良県出納局総務課入札室(県庁主棟一階)</p> <p>4 郵便による入札</p> <p>入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は書留郵便とし、表面に「県政だより奈良の印刷製本に係る入札書」と朱書して、入開札日の前日までに到着するようにしてください。</p> <p>第4 その他</p> <p>1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。</p> <p>2 入札保証金 免除します。</p> <p>3 契約保証金 契約の相手方は、契約単価(1ページ当たりの落札価格)に予定数量(年12回分)を乗じて得た金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項ただし書の規定(県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者等)に該当する場合は、免除します。</p> <p>4 入札者に要求される事項</p>	<p>(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、平成17年3月25日までに第2の4を証明する書類を第3の1の場所に提出しなければなりません。 なお、入札参加者は、入開札日の前日までの間において、奈良県から提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。</p> <p>(2) この提出資料に基づき第2の4の規定に該当すると認められる者を落札対象者とします。</p> <p>(3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上所定の場所及び日時に入札してください。</p> <p>(4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。</p> <p>5 入札の無効 この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。</p> <p>6 契約書作成の要否 要しません。</p> <p>7 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。</p> <p>8 調達手続の停止等 この調達に係る予算が議決されなかった場合は、この調達手続について停止等の措置を行い、又はこの調達に関する苦情の処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、若しくは解除する場合があります。</p> <p>9 その他 詳細は、入札説明書によりります。</p> <p>第5 Summary</p> <p>1 Nature and quantity : Printing the official bulletin of Nara Prefecture "KENSEI DAYORI NARA" Approx. 8,640,000 pages are issued on the first day every month.</p> <p>2 Time limit of Tender (by hand) : March 31, 2005 11:00 a.m.</p> <p>3 Time Limit of Tender (by mail) : March 30, 2005</p>
---	---



4 Contact point for the notice : Nara Prefectural Government, Accounting  
Department, General Affairs Division, Item-Accommodation Section [Nara  
Prefectural Government Office] 30 Noborioji-cho, Nara City, Nara Pref.  
630-8501 JAPAN  
TEL 0742-27-8908 (direct line)

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成17年2月18日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量  
(仮称) 奈良県立図書館資料整備事業
- 2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地  
奈良県教育委員会事務局生涯学習課図書館グループ  
奈良市登大路町30番地
- 3 落札者を決定した日 平成16年12月22日
- 4 落札者の氏名及び住所  
丸善株式会社関西支社大阪営業部  
大阪市中央区博労町3丁目3番2号
- 5 落札金額 45,150,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札による。
- 7 競争入札の公告を行った日 平成16年11月9日

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八  
電話 〇七四二一三五七三二代

本誌は再生紙を使用しています。

